18　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書を提出する義務がある者に質問し、その者の結婚・子育て資金管理契約に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

19　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

20　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十八項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

21　第十八項及び第十九項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

22　前項に定めるもののほか、第十九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の三第一項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に、「六十五歳」を「六十歳」に改め、同項各号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第二項中「同法」の下に「その他相続税又は贈与税に関する法令」を加え、同条第三項第一号イ中「第一条の四第一号」を「第一条の四第一項第一号」に改め、同号ロ中「推定相続人」の下に「（孫を含む。）」を加え、同条第七項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第七十条の四第三項第一号中「（前条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第三十四項中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第七十条の七第一項中「当該贈与者の」を「当該贈与者（特例受贈非上場株式等の全部又は一部が当該贈与者の第十六項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係るものである場合における当該特例受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、当該贈与者又は当該贈与前に当該特例受贈非上場株式等につき同項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期にこの項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者。次項第六号、第四項第二号及び第十六項において同じ。）の」に改め、同条第二項第五号中「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」を「第七十条の二の四及び第七十条の二の五」に改め、同条第三項第一号中「（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号中「第七十条の二の五第一項」を「第七十条の二の六第一項」に改め、同条第四項第三号中「場合」の下に「（当該経営承継受贈者がその有する当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合（第一号に規定する財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合に限る。次項の表の第一号の上欄及び第十六項第三号において同じ。）において、当該経営承継受贈者が当該特例受贈非上場株式等につき第一項の規定の適用に係る贈与（当該贈与と併せて行う当該特例受贈非上場株式等の贈与を含む。同表の第一号において同じ。）をしたときを除く。次号及び第五号において同じ。）」を加え、同項第十三号及び第十四号中「次項」の下に「の表の第二号の上欄」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　経営贈与承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一　贈与税の納税猶予に係る贈与をした特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が、その代表権を有しないこととなつた場合において、当該経営承継受贈者がその有する当該特例受贈非上場株式等の全部又は一部につき第一項の規定の適用に係る贈与をしたとき。	猶予中贈与税額のうち、当該贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額	当該贈与をした日
二　当該認定贈与承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者が、当該適格合併をした場合における合併受贈法人又は当該適格交換等をした場合における株式交換等に際して交付を受けた当該合併受贈法人又は当該株式交換等に係る株式交換完全親会社（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第十七項第三号において同じ。）の株式（当該認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたときは、当該株式等以外の金銭その他の資産を含む。）の譲渡、当該認定贈与承継会社の解散その他の当該特例受贈非上場株式等の譲渡又は贈与をした場合（第七十条の七第八項中「次条第十六項」を「第十六項（第三号に係る部分に限る。）若しくは次条第十六項」に改め、同条第十四項第七号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第十六項中「猶予中贈与税額に相当する贈与税は、」を「次の各号に定める贈与税を」に、「同日以後」を「同日（第三号に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、同号の特例受贈非上場株式等の贈与を受けた者が当該特例受贈非上場株式等について第一項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日）以後」に改め、同項各号を次のように改める。	猶予中贈与税額のうち、当該贈与をした特例受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額	当該合併又は当該株式交換等がその効力を生じた日
一　当該贈与者の死亡の時以前に当該経営承継受贈者が死亡した場合　猶予中贈与税額に相当する贈与税		
二　当該贈与者が死亡した場合（猶予中贈与税額のうち、当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税を除く。）　当該贈与者の死亡の時以前に当該経営承継受贈者がその有する特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合（第一号に規定する財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合に限る。）　猶予中贈与税額のうち、当該贈与者が贈与をした特例受贈非上場株式等に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税		
三　経営贈与承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に当該経営承継受贈者がその有する特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日）以後に、当該経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等につき第一項の規定の適用に係る贈与をした場合　猶予中贈与税額のうち、当該贈与に係る特例受贈非上場株式等で同項の規定の適用に係るものに対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税		

第七十条の七第二十八項中「、第三号」を「から第三号まで」に改め、同項の表の第二号中「に規定する政令で定めるところにより計算した金額」を「の表の各号の中欄に掲げる猶予中贈与税額」に、「同項の規定による納税の猶予に係る期限」を「同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日」に改める。

第七十条の七の二第三項第三号中「場合」の下に「（当該経営承継相続人等がその有する当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなつた場合（第一号に規定する財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合に限る。次項の表の第一号の上欄及び第十六項第二号において同じ。）において、当該経営承継相続人等が当該特例非上場株式等につき前条第一項の規定の適用に係る贈与（当該贈与と併せて行う当該特例非上場株式等の贈与を含む。同表の第一号において同じ。）をしたときを除く。次号及び第五号において同じ。）」を加え、同項第十三号及び第十四号中「次項」の下に「の表の第二号の上欄」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　経営承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は同項の特例非上場株式等に係る認定承継会社について次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税については、同項の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。